

2019年度

# 保育所等入所のご案内

2019年4月から新たに入所を希望する子どもの支給認定・利用申込みの受付を開始します。  
現在利用中の方には、施設をとおして継続利用についてご案内します。



## 支給認定

保育園、幼稚園、認定こども園などの利用を希望する保護者の方には、利用のための認定を受けていただきます。

右表の3つの区分に応じて、施設などの利用先が決まります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園 小規模保育施設など

※2号認定・3号認定の場合、保育を必要とする理由などにより「保育標準時間(最長11時間まで)」と「保育短時間(最長8時間まで)」のいずれかに区分されます。

### ●保育を必要とする主な理由

※月48時間以上就労している      ※妊娠中・出産後間もない      ※疾病・心身に障がいがある  
※同居または長期入院している親族の介護・看護をしている など



## 入所の申込方法

### ●必要書類

- ①支給認定申請書兼入所申込書
- ②保育の必要性を証明する書類(就労証明書など)
- ③利用者負担額(保育料)を決定するために必要な書類

●受付期限/平成31年1月31日(木)

●受付時間/8時15分～17時

※年末年始(12月29日～1月3日)、土・日曜日、祝日を除きます。  
※受付期間終了後は、定員に空きのある施設のみの申し込みとなりますので早めにお申し込みください。

### ●受付場所

- ・子育て健康課 子ども支援係(健康センター内)
  - ・尾上・碓ヶ関総合支所 市民生活課 市民係
- ※幼稚園、認定こども園(1号認定)については、直接施設へお申し込みください。



### ●利用者負担(保育料)について

利用者負担(保育料)は、入所する子どもと同一世帯に属し、生計を一にする父母の市民税額の合計で決定されます。ただし、家計の中心者が父母以外(祖父母など)の場合は、その方の市民税額も合算し、決定します。

### ●支給認定・入所の決定について

受付期間終了後に入所の決定を行い、申し込みが多数の場合、選考基準により優先度の高い子どもから入園を決定します。支給認定は入所の決定と併せて行います。

### ●入所のしおり、申請書類の配布について

入所のしおり、申請書類は子育て健康課子ども支援係、尾上・碓ヶ関総合支所市民生活課市民係、市内保育施設で配布しております。

☆詳しくは、「入所のしおり」をご確認いただくか、子育て健康課子ども支援係までお問い合わせください。

[問合せ] 子育て健康課 子ども支援係 ☎44-1111 (内線1151・1152)

## 機能別消防団員制度を導入しました!!



仕事や家族の都合などで全ての活動に参加することが困難な場合、それぞれの能力やメリットを活かしながら、特定の消防団活動や時間の許す範囲での活動ができます。



全国的に消防団員が減少傾向にあり、かつ消防団員のサラリーマン化が進行しています。当市においても、災害時の消防団員の不足が懸念されています。

DATE

### ■平川市の現状

- ①消防団員定数 760 人に対する団員数 653 名 (85.9%)
- ②平川市消防団員サラリーマン率 62.3%

定員以下

団員不足

半数以上

このまま消防団員の減少が続くと、大雨や台風、河川の氾濫などによる風水害、また、日中に火災が発生した時や、大地震などの大規模災害が起こった時に地域の安全安心を守れなくなる恐れがでてきます。

そこで、市では消防団OBなどの人材を活用し、特定の災害時のみ活動していただく「機能別消防団員制度」といった新たな制度を導入しました。

\*入団を希望する場合は下記まで、お問い合わせ下さい。



待ってまーす!!

[問合せ] 総務課 消防防災係 ☎44-1111 (内線1352・1354)

# 災害時に支援が 必要な方の名簿を 作成しています



災害時に自力で避難することが困難な在宅の一人暮らし高齢者や障がい者などに関する情報を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、地域支援を行う関係機関（委員）へ事前に提供することにより、いざという時に備えてもらう取り組みを行っています。この名簿を提供することに同意し、登録を希望する方は、名簿登録申請をお願いします。

## 対象となる方

下記の要件のうち、いずれかに該当する方が対象となります。

- ①65歳以上で一人暮らしおよび高齢者のみの世帯
- ②身体障害者障害程度等級1～3級の方
- ③療育（愛護）手帳判定基準の障害判定A判定の方
- ④精神障害者保健福祉手帳の障害等級1、2級の方
- ⑤介護保険の要介護認定3～5の方
- ⑥その他支援を必要とする方（難病や歩行困難な方など）

## 地域支援を行う関係機関（委員）へ提供する情報

- ①氏名、住所、生年月日、性別、電話番号
- ②避難支援などを必要とする理由 ③かかりつけ医療機関
- ④担当民生委員・児童委員に関する情報
- ⑤緊急連絡先に関する情報 ⑥地域支援者に関する情報

## 名簿の提供先

自主防災組織（自主防災組織がない場合は町会）、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防署、警察署

## 申請受付（随時受付しています）

下記の受付窓口に登録申請書類がありますので、必要事項を記入のうえ、提出してください。

なお、代理人による申請も可能です。

- ▷福祉課 福祉総務係（健康センター内）
- ▷尾上総合支所市民生活課 市民係
- ▷碓ヶ関総合支所市民生活課 市民係
- ▷葛川支所

※以前に申請書を提出した方で登録内容に変更がある方は、その内容をお知らせください。

## \*ご注意ください\*

災害発生時の避難支援については、地域支援を行う関係機関（委員）が可能な範囲で活動を行っていただくものであり、名簿に登録することで、災害時の支援が保障されるものではありません。

【問合せ】福祉課 福祉総務係 ☎44-1111（内線1164）

## 事業者の皆さまへ

### 平成31年度（平成30年分） 給与支払報告書の提出について

#### ＼給与支払報告書にはマイナンバーの記入が必要です／

平成30年中に給与・賃金など（パート・アルバイト、専従者給与を含む）を支払った事業主は、平成31年1月1日現在で平川市に住んでいるすべての受給者の給与支払報告書を提出していただく必要があります（地方税法第317条の6）。

また、支払金額が30万円以下の退職者についても、公平・適正課税の観点から提出にご協力ください。

平成31年度（平成30年分）給与支払報告書の様式については、税務課窓口において配布しています。総務省ホームページよりダウンロードすることもできますのでご利用ください。

給与支払報告書は、給与所得者の市・県民税を決定する重要な資料となりますので、期限までに必ず提出をお願いします。

**提出期限：平成31年1月31日（木）**  
**提出場所：本庁舎2階 税務課住民税係**

【問合せ】税務課 住民税係 ☎44-1111（内線1241・1242・1243）

## 市民の皆さまへ

### 平成31年度（平成30年分） 市民税・県民税の申告相談について

平成30年分の市民税・県民税（兼国民健康保険税）の申告相談および確定申告相談については、市民の皆さまからのご要望などに配慮し、以下により実施します。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

詳しい日程などについては、広報12・1月号にてお知らせします。

指定地域	日程	場所
碓ヶ関地域	平成31年2月1日(金) ～2月5日(火)	碓ヶ関総合支所
尾上地域	平成31年2月6日(水) ～2月18日(月)	尾上総合支所
平賀地域 (東部地区)	平成31年2月19日(火)	葛川支所
平賀地域	平成31年2月20日(水) ～3月7日(木)	本庁舎
市内全域	平成31年3月8日(金) ～3月15日(金)	本庁舎

※土・日曜日、祝日の申告相談は受け付けておりませんのでご了承ください。

弘南バス

『弘前尾上線』 廃止  
『黒石尾上線』 減便 にともない、

12月1日から

『尾上日沼線・尾上金屋線』

# 乗り合い タクシー を実施します



※利用にはタクシー会社へ電話予約が必要となります。

## 弘南バス 「弘前尾上線」について

11月末をもって、弘南バス「弘前尾上線」は廃止となります。

12月1日からは、乗り合いタクシー「尾上日沼線」を運行いたしますのでそちらをご利用ください。

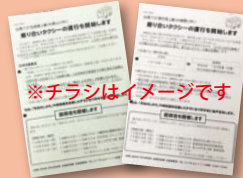
※弘前方面へは、日沼地区の停留所にて弘南バス「弘前黒石線」への乗り換えが必要となります。

## 弘南バス 「黒石尾上線」について

12月1日から、弘南バス「黒石尾上線」が減便となります。

変更前	変更後
1日7往復 (計14便)	平日のみ 1日3往復 (計6便)

※土日祝日は、乗り合いタクシー「尾上金屋線」を運行いたしますので尾上～金屋間の移動の際はそちらをご利用ください。



「尾上日沼線・尾上金屋線」乗り合いタクシー詳細や時刻表については、尾上地域の方に別途チラシを每户配布しています。

### 運行日程・運賃

#### 尾上日沼線 (津軽尾上駅⇄日沼地区)

運行期間 / 12月1日(土)  
～平成31年11月30日(土)  
運行曜日 / 毎日運行  
運賃 / 大人200円、  
小人(小学生)100円、幼児無料

#### 尾上金屋線 (津軽尾上駅⇄金屋地区)

運行期間 / 12月1日(土)  
～平成31年11月30日(土)  
運行曜日 / 土・日・祝日のみ  
運賃 / 大人200円、  
小人(小学生)100円、幼児無料

### 予約のしかた (尾上日沼線・尾上金屋線共通)

1. 平賀ハイヤー (固定電話からは0120-44-2731 / それ以外からは0172-44-2731) へ電話する。
2. 乗りたい路線名、時間(便)、停留所、氏名、電話番号、乗車人数を伝え予約してください。
3. 予約した時間に停留所で乗り合いタクシーへ乗車してください。運賃は降車時にお支払いください。

※運行時刻の2時間前までに予約してください。ただし、尾上日沼線の1便～3便、尾上金屋線の1便、2便をご利用の方は前日の20時までに予約してください。

[問合せ] 企画財政課 企画調整係 ☎44-1111 (内線1433・1434)

## J R 東日本秋田支社からのお知らせ

### — 奥羽本線「津軽湯の沢駅」冬季期間の列車通過について —

J R 東日本では、お客さまのご利用状況を反映した冬季期間の運行管理を検討して参りました。

この度、奥羽本線 津軽湯の沢駅について、平成30年12月1日から平成31年3月31日まで、全列車を「通過」とします。また、平成31年度以降についても、12月1日から3月31日まで通過となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

[問合せ] 碓ヶ関総合支所市民生活課 総務係 ☎44-1111 (内線3120)